

国土交通省組織令の一部を改正する政令案要綱

- 第一 大臣官房に政策立案総括審議官を置くこと。
(第二十条関係)
- 第二 大臣官房に置かれる参事官の定数を改めること。
(第二十一条関係)
- 第三 総合政策局に社会資本整備政策課を置くこと。
(第三十六条及び第三十九条関係)
- 第四 総合政策局政策課の所掌事務を変更すること。
(第三十八条関係)
- 第五 観光庁に置かれる参事官の定数を改めること。
(第二百二十三条関係)
- 第六 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 第七 この政令は、平成三十年七月一日から施行すること。
(附則関係)